

項番	書類名	質問項目	質問事項	回答事項
1	募集要領	P11 第3 1.(3)	(3) 複数応募の禁止について 参加グループの単独企業または構成企業及び参加グループの構成企業と資本関係または人的関係のある者は、他の参加グループの構成企業になることはできないものとする。 とありますが、「協力企業」は複数受託または請け負ってよいでしょうか。	参加グループの単独企業または構成企業及び参加グループの構成企業と資本関係または人的関係がなければ、協力企業は複数受託または請け負ってよい。
2	募集要領	P11 第3 2.(1)	(1) 構成企業の共通参加資格要件について 松田町建設工事請負業者等指名資格は参加要件にありますか。	松田町建設工事請負業者等指名資格は参加要件ではない。
3	募集要領	P12 第3 2.(2)	(2) 設計企業の参加資格要件について 建設企業の参加資格要件と異なり、「神奈川県内に本店または支店または営業所を有していること。」という条件はないと考えてよいでしょうか。	条件はないと考えてよい。
4	募集要領	P12 第3 2.(2) イ	(2) 設計企業の参加資格要件について イ 学校の施設で、木造、鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造、延べ床面積2000㎡以上の新築、改築工事の設計実績と工事監理実績を有していること。当該実績は過去10年間に竣工したものに限る。 とありますが、増築は含まれますか。また、この要件は緩和されることはありますか。	近年の全国的な学校施設の新築事業事情を勘案し、当該実績は新築、改築工事が望ましいが、増築及び増改築でも可とする。また、当該実績は過去10年間に竣工したものが望ましいが、過去15年間でも可とする。
5	募集要領	P12 第3 2.(2) エ	(2) 設計企業の参加資格要件について エ 意匠主任技術者及び構造主任技術者、設備技術主任者をそれぞれ一人配置すること。 とありますが、それぞれ一人配置することが要件になりますか。	それぞれ一人配置することが要件になる。
6	募集要領	P13 第3 2(3) ア	(3) 建設企業の参加資格要件について ア 建設業法第3条第1項の営業所のうち、神奈川県内に本店または建設業法に基づく許可を受けた支店または営業所を有していること。 とありますが、例えば建設企業がJV（共同企業体）だった場合、うち1者がこの要件を満たせばよいでしょうか。	JV（共同企業体）の建設企業のうち1者がこの要件を満たせばよい。
7	募集要領	P13 第3 2.(3) ウ	(3) 建設企業の参加資格要件について ウ 学校の施設で、木造、鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造、延床面積2000㎡以上の新築、改築工事の施工実績を有していること。当該実績は過去10年間に竣工したものに限る。 とありますが、増築は含まれますか。また、この要件は緩和されることはありますか。	近年の全国的な学校施設の新築事業事情を勘案し、当該実績は新築、改築工事が望ましいが、増築及び増改築でも可とする。また、当該実績は過去10年間に竣工したものが望ましいが、過去15年間でも可とする。

8	募集要領	P13 第3 2.(3) オ (ウ)	<p>(3) 建設企業の参加資格要件についてオ(ウ)上記の「エ」に記載されている学校施設工事の監理経験を有する者であること。 とありますが、「エ」は「ウ」の誤りでしょうか。また、この要件は緩和されることはありますか。</p>	<p>「エ」は「ウ」の誤り。また、近年の全国的な学校施設の新築事業事情を勘案し、「ウ」に記載されている学校施設工事の監理経験を有する者であることが望ましいが、他の施設で同等規模程度の監理経験を有する者でも可とする。</p>
9	募集要領	P13 第3 2.(3) カ	<p>(3) 建設企業の参加資格要件についてカ 建設企業と直接的かつ恒常的な雇用関係がある建築コスト管理士を配置できること。 とありますが、現場に配置しなければいけないのか、事務所に配置すればいいのか教えて下さい。また、この要件は緩和されることはありますか。</p>	<p>事務所等に配置できればよい。また、建築コスト管理士を配置できることが望ましいが、本事業のコスト管理を行うことができる者の配置でも可とする。</p>
10	仕様書	P40 別紙資料2 校舎等必要諸室リスト	<p>屋内運動場の必要諸室について放送室や教官室の記載がありませんが、不要と考えてよいでしょうか。</p>	<p>仕様書の記載のとおり、必要諸室リスト等については事業者の提案を妨げるものではないため、事業者の提案による。放送室や教官室はあった方が望ましい。</p>